

平成 26 年 7 月 10 日 (木)
幕別町次世代育成支援対策地域協議会
資料 1

幕別町子ども・子育て支援事業計画の素案について

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

- 我が国では、急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育て家庭に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、平成24年8月22日に子ども・子育て支援法が成立した。
- 市町村は、この法律の実施に関し、次の責務を有する。
 - ・ 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
 - ・ 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、また、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等の便宜の提供を行うこと。
 - ・ 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
- 子ども・子育て支援は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- また、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

2 計画の期間

- 平成27年から平成31年までの5年間

3 計画の対象

- 幕別町に住所のある子ども及び保護者を対象とする。
 - ・ 子ども・子育て支援法において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
 - ・ 子ども・子育て支援法において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。

第2節 計画の位置付け

1 計画の位置づけと法の根拠

- 子ども・子育て支援法の施行に伴い、市町村は、国の基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を円滑に実施するため、「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされている。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「幕別町次世代育成支援対策地域行動計画」を引き継ぐものとする。
- 「第5期幕別町総合計画」を上位計画として、「幕別町地域福祉計画」や「幕別町障がい者福祉計画」、「まくべつ健康21」、「生涯学習中期計画」等の個別計画との整合性を図る。

第3節 計画の策定の推進体制

1 幕別町次世代育成支援対策地域協議会での審議の実施

※会議の開催日程及び審議内容等を掲載。

2 子育て世帯へのニーズ調査

○ニーズ調査の実施

※ アンケート調査（平成26年1月実施）の実施概要を掲載。

対象区分	対象世帯	調査期間	回収世帯数	回収率
就学前児童	未就学児童のいる世帯 1,077世帯 (H25.11.30現在)	平成26年1月8日 から 平成26年1月29日	686世帯	63.7%
小学校3年生	小学校3年生のいる世帯 231世帯 (H25.11.30現在)	平成26年1月20日 から 平成26年1月29日	195世帯	84.4%

3 パブリックコメント

※今秋に実施予定の本計画に係わる意見の応募状況等を記載。

第2章 幕別町の現状

第1節 少子化の動向

1 人口の推移

幕別町の人口は、平成17年ころまでは増加傾向にありましたが、近年は横ばい傾向にあります。

また、年齢階層別に見ると、15歳未満の人口が減少の一途をたどっている反面、65歳以上の人口は増加しており、平成22年には4人に一人が65歳以上で少子高齢化が進んでいます。

(各年10月1日現在)

区 分		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15歳未満	男	2,905	2,871	2,455	2,152	2,158	2,085	1,894
	女	2,674	2,681	2,263	2,053	2,042	2,001	1,837
	計	5,579	5,552	4,718	4,205	4,200	4,086	3,731
	割合	24.92%	23.63%	20.16%	17.35%	16.10%	15.21%	14.05%
15～64歳	男	7,163	7,448	7,448	7,781	8,133	8,049	7,643
	女	7,603	7,903	8,004	8,268	8,772	8,664	8,302
	計	14,766	15,351	15,452	16,049	16,905	16,713	15,945
	割合	65.95%	65.33%	66.01%	66.21%	64.82%	62.20%	60.06%
65歳以上	男	961	1,195	1,406	1,733	2,185	2,641	3,011
	女	1,084	1,399	1,802	2,253	2,767	3,428	3,856
	計	2,045	2,594	3,208	3,986	4,952	6,069	6,867
	割合	9.13%	11.04%	13.70%	16.44%	18.99%	22.59%	25.87%
不 詳				30		23		4
総 数		22,390	23,497	23,408	24,240	26,080	26,868	26,547

資料：国勢調査

2 出生の動向

区 分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生数	幕別町	175人	191人	209人	173人	194人
	北海道	40,165人	40,158人	39,292人	38,686人	一人

資料：人口動態統計（各年12月31日現在）

3 婚姻及び離婚の動向

区 分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
婚姻数	幕別町	107件	100件	103件	97件	77件
離婚数		55件	45件	46件	50件	47件
婚姻数	北海道	28,271件	28,389件	26,518件	26,538件	一件
離婚数		12,294件	12,596件	11,847件	11,593件	一件

資料：人口動態統計（各年12月31日現在）

第2節 家庭や地域の状況

1 世帯の動向

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数	7,259世帯	8,146世帯	9,342世帯	10,126世帯	10,359世帯
一世帯当たり人員	3.2人	3.0人	2.8人	2.7人	2.6人

資料：国勢調査

2 就業構造の動向

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
核家族世帯 (構成比)	5,035世帯 (69.4%)	5,558世帯 (68.2%)	6,358世帯 (68.1%)	6,883世帯 (68.0%)	6,918世帯 (68.3%)
三世帯世帯 (構成比)	971世帯 (13.4%)	886世帯 (10.9%)	891世帯 (9.5%)	748世帯 (7.4%)	678世帯 (6.7%)
その他の世帯 (構成比)	1,253世帯 (17.3%)	1,702世帯 (20.9%)	2,093世帯 (22.4%)	2,495世帯 (24.6%)	2,763世帯 (27.3%)
合計	7,259世帯	8,146世帯	9,342世帯	10,126世帯	10,126世帯

資料：国勢調査

第3節 教育・保育施設の状況

1 幼稚園の定員と入園児童数の推移

区分	定員	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
わかば幼稚園	130人	48人	44人	30人	34人	34人
幕別幼稚園	210人	152人	150人	147人	154人	172人
合計	340人	200人	194人	177人	188人	206人

※ 入園児童数は5月1日現在

2 認可保育所の定員と入所児童数の推移

区分	定員	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
幕別中央保育所	90人	71人	67人	75人	76人	68人
札内南保育所	120人	88人	82人	78人	85人	84人
札内青葉保育所	90人	78人	75人	86人	89人	101人
札内北保育所	90人	68人	79人	70人	72人	74人
札内さかえ保育所	120人	107人	111人	105人	114人	117人
合計	510人	412人	414人	414人	436人	444人

※ 入所児童数は4月1日現在

3 認可外保育所の利用状況

区分	定員	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
糠内保育所	30人	14人	15人	14人	15人	17人
駒島保育所	30人	7人	7人	7人	12人	12人
明倫保育所	30人	9人	7人	7人	6人	2人
途別保育所	30人	10人	8人	10人	13人	12人
古舞保育所	30人	14人	15人	17人	16人	14人
忠類保育所	70人	57人	54人	49人	51人	43人
合計	220人	111人	106人	104人	113人	100人

※ 入所児童数は4月1日現在

第4節 地域子育て支援事業の状況

1 子育て支援センターの利用状況

○幕別子育て支援センター

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年間開設日数	299日	301日	301日	299日	300日
延べ利用人数	8,381人	7,448人	6,981人	7,893人	7,235人
一日平均	28.0人	24.7人	23.2人	26.4人	24.1人

○忠類子育て支援センター

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年間開設日数	293日	294日	296日	293日	296日
延べ利用人数	245人	180人	167人	195人	143人
一日平均	0.8人	0.6人	0.6人	0.7人	0.5人

2 一時保育事業の利用状況

○幕別子育て支援センター

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年間開設日数	299日	301日	301日	299日	300日
延べ利用人数	861人	1,578人	1,689人	1,066人	1,153人
一日平均	2.9人	5.2人	5.6人	3.6人	3.8人

○忠類子育て支援センター

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年間開設日数	293日	294日	296日	293日	296日
延べ利用人数	99人	23人	110人	48人	86人
一日平均	0.3人	0.1人	0.4人	0.2人	0.3人

3 預かり保育（幼稚園）

区分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年間開設日数	わかば幼稚園	27日	52日	36日	51日	86日
	幕別幼稚園	220日	208日	218日	213日	216日
延べ利用人数	わかば幼稚園	65人	107人	96人	113人	201人
	幕別幼稚園	548人1,688人	608人2,021人	646人2,975人	772人3,705人	2,812人
一日平均	わかば幼稚園	2.4人	2.1人	2.7人	2.2人	2.3人
	幕別幼稚園	7.7人	2.9人9.7人	3.0人13.6人	17.4人	13.0人

4 病後児保育の利用状況

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
年間開設日数	—	95日	189日	95日	124日
延べ利用人数	—	43人	56人	34人	26人
一日平均	—	0.5人	0.3人	0.4人	0.2人

5 学童保育所の入所児童数の推移

区分	定員 ※()はH21～H22	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
はぐるま学童	50人(50人)	32人	27人	26人	28人	31人
あすなろ学童	40人(40人)	47人	43人	38人	51人	49人
やまびこ学童	40人(40人)	78人	61人	51人	42人	40人
つくし学童	90人(40人)	102人	117人	124人	121人	93人
ちゅうるい学童	25人(25人)	23人	26人	34人	19人	23人
合計	245人(195人)	282人	274人	273人	261人	236人

6 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
訪問件数	188人	186人	193人	182人	185人

7 養育支援訪問事業の状況

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
訪問件数	73人	66人	56人	62人	50人

8 妊婦健診の利用状況

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
健診回数	15回	15回	15回	15回	15回
人数	2,389人	2,618人	2,855人	2,197人	2,353人

第5節 人口の推計

1 推計児童人口（全体）

年齢	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	141	135	133	131	127
1 歳	154	149	146	144	141
2 歳	172	165	162	159	155
3 歳	172	166	162	160	156
4 歳	181	175	171	168	164
5 歳	183	175	168	162	154
6 歳	218	210	201	193	184
7 歳	217	208	199	191	182
8 歳	217	207	198	190	182
9 歳	214	203	194	186	178
10 歳	254	248	238	228	217
11 歳	285	274	263	253	241

※ 平成7年～平成22年の国勢調査の人口からコーホート変化率法により算出

第2部 計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念（☆は幕別町次世代育成支援対策行動計画の基本理念）

○基本理念（案）

- ☆「すべての町民が支えあい 子どもの豊かな心と生きる力を育むまち」
- ・「子どもの最善の利益を考え 子どもの未来を等しく保障するまち」
- ・「すべての町民が支えあい 子どもの未来を等しく保障するまち」

第2節 計画の基本目標（☆は幕別町次世代育成支援対策行動計画の基本目標）

○基本目標1（案）

- ☆「地域における子育ての支援」
- ・「幼児期の学校教育・保育の推進等」
- ・「幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質的改善」

○基本目標2（案）

- ☆「地域における子育ての支援」
- ・「地域子ども・子育て支援事業の推進」

○基本目標3（案）

- ☆「母と子の健康の確保と増進」
- ・「親子の健康の確保と育成支援」

○基本目標4（案）

- ☆「支援を必要とする子どもへの取組みの推進」
- ・「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援」

○基本目標5（案）

- ☆「職業生活と家庭と家庭生活との両立の推進等」
- ・「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進」

第2章 計画の内容

第1節 教育・保育提供区域の設定

○6地域（幕別小地域、糠内小・明倫小地域、札内国道以北地域、札内国道以南地域、途別小・古舞小地域、忠類小地域）とする。

第2節 基本目標1「 」

※ 子ども・子育て支援法において、事業計画で定めるとされている、各年度の特定教育・保育施設に係る量の見込みと提供体制の確保の内容について記載。

1 量の見込みと確保の内容【教育・保育 / 幕別小地域】

認定区分	1年目(H27)				2年目(H28)				3年目(H29)				4年目(H30)				5年目(H31)			
	1号 3～5 歳	2号 3～5 歳	3号 1～2 歳	3号 0歳	1号 3～5 歳	2号 3～5 歳	3号 1～2 歳	3号 0歳	1号 3～5 歳	2号 3～5 歳	3号 1～2 歳	3号 0歳	1号 3～5 歳	2号 3～5 歳	3号 1～2 歳	3号 0歳	1号 3～5 歳	2号 3～5 歳	3号 1～2 歳	3号 0歳
量の見込み① (必要利用定員総数)	16人	47人 (0)	15人	8人	15人	45人 (0)	15人	8人	15人	44人 (0)	15人	8人	15人	44人 (0)	14人	8人	14人	41人 (0)	14人	8人
②確保 の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所																			
	地域型保育事業																			
②-①																				

※以下5地域の量の見込みと確保の内容（別添資料2のとおり）を記載。

2 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

※認定こども園の普及に係る考え方について記載。

※認定こども園の設置数、設置時期について記載。

3 幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援の役割及び推進方策

○幼児期の学校教育・保育

異年齢保育の実施（わかば幼稚園）		（生涯学習中期計画）
事業内容	同一年齢の園児との触れあい以上に「人と関わる力」を育むことができるように、4歳から6歳までの園児が同じ集団（幼稚園）の中で生活し教育を受ける「異年齢保育」を行います。	

預かり保育の実施		（生涯学習中期計画）
事業内容	女性の社会進出の拡大などにより、幼稚園の教育時間終了後、引き続き保育を希望する保護者が増えていることに対応するため、平日の保育時間終了後に預かり保育を行います。	

満3歳児保育の実施（わかば幼稚園）		（生涯学習中期計画）
事業内容	女性の社会進出の拡大などにより、幼稚園の教育時間終了後、引き続き保育を希望する保護者が増えていることに対応するため、平日の保育時間終了後に預かり保育を行います。	

保育環境整備事業		こども課・保健福祉課
事業内容	老朽化した保育所の計画的な施設整備に努めるとともに、保育所の待機児童の解消や必要な保育サービスの充実に努めます。	

児童館の活用事業		こども課・保健福祉課
事業内容	子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、児童館の有効活用を検討します。	

○保幼小連携等の取組の推進

幼稚園、保育所、小学校の連携		（生涯学習中期計画）
事業内容	交流会の開催などによる幼稚園や保育所、小学校との連携した取り組みを行うことにより、幼児期から小学校への教育活動の円滑な移行を進めるとともに、実態に応じた子どもの発達や学び、生活の連続性のある教育の充実に努めます。	

第3節 基本目標2「 」

※ 子ども・子育て支援法において、市町村が行うとされる、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと提供体制の確保の内容について記載（以下は、幕別小地域の量の見込み等）。

◇時間外保育事業

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	18人	18人	17人	17人	16人
②確保の内容					
②-①					

◇放課後児童健全育成事業（低学年）

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	34人	33人	31人	30人	29人
②確保の内容					
②-①					

◇放課後児童健全育成事業（高学年）

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	12人	12人	11人	11人	10人
②確保の内容					
②-①					

◇子育て短期支援事業（ショートステイ）

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保の内容					
②-①					

◇地域子育て支援拠点事業

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	21人回	20人回	20人回	19人回	19人回
②確保の内容					
②-①					

◇一時預かり事業<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)>

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	160人日	154人日	150人日	148人日	141人日
②確保の内容					
②-①					

◇一時預かり事業<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外>

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	225人日	215人日	212人日	205人日	200人日
②確保の内容					
②-①					

◇病児保育事業

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	239人日	229人日	226人日	219人日	214人日
②確保の内容					
②-①					

◇子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター/低学年）

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保の内容					
②-①					

◇子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター/高学年）

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保の内容					
②-①					

◇妊婦に対する健康診査

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	25人 健診回数：355回	25人 健診回数：355回	25人 健診回数：355回	25人 健診回数：355回	25人 健診回数：355回
②確保の内容					
②-①					

◇乳児家庭全戸訪問事業

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	20人	19人	19人	18人	18人
②確保の内容					
②-①					

◇養育支援訪問事業

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	5人	5人	5人	5人	5人
②確保の内容					
②-①					

※13事業のうち以下の新規3事業については、未算定

◇利用支援訪問事業

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み					
②確保の内容					
②-①					

◇実費徴収に係る補足給付を行う事業

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み					
②確保の内容					
②-①					

◇多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み					
②確保の内容					
②-①					

※ 以下5地域の量の見込みと確保の内容については、別添資料2のとおりだが、計画は、提供体制を3地域（幕別・札内・忠類）に分
け掲載する。

一時保育事業		こども課・保健福祉課
事業内容	保護者の病院への通院、リフレッシュ等のため、認可保育所に通所していない乳幼児を一時的に預かる事業に取組みます。	
延長保育事業		こども課・保健福祉課
事業内容	保護者の就労時間の多様化に対応するため、保育所の開所時間を超える入所児童の保育については、ニーズにあわせ、保育時間の拡大に取組みます。	
放課後児童健全育成事業（学童保育所）		こども課・保健福祉課
事業内容	就労等のため、保護者が昼間家庭にいない小学生（低学年）の健全育成に取組みます。また、施設の拡大や必要なサービスの充実に努めます。	
児童館の活用事業		こども課・保健福祉課
事業内容	子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、児童館の有効活用を検討します。	
子育て支援センター事業		こども課・保健福祉課
事業内容	子育て支援センターにおいて、家庭内で保育している親子を対象に育児不安等の相談指導や遊びの指導を行うとともに、保育所の機能を活用するなど保護者や乳幼児の交流の促進に取組みます。	
病後児保育事業		こども課
事業内容	病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭での保育を行うことが困難な認可保育所の入所児童を保育所等の専用スペースで一時的に保育する事業に新たに取組みます。	

相談支援事業		こども課・保健福祉課・生涯学習課
事業内容	子育てに関する各般の問題に対し、相談や助言を行い、関係機関と連携しながら、育児不安等の解消に努めます。	
子育てサークル育成支援事業		こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	乳幼児やその保護者が相互の交流を行う団体を育成し、育児に対する助言や遊びの指導を行うなど、団体の自立した活動の支援を進めます。	
子育て支援情報提供事業		こども課・保健福祉課
事業内容	地域における子育て支援に関する情報を一元的に把握し、町の広報紙やホームページ等を活用するなど子育て家庭への情報の提供等に取り組めます。また、地域全体が協力し支えあえるよう、子育てに関する意識啓発を行います。	
子育て支援サービスネットワーク形成事業		こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	子育て支援に関係する機関や子育てサークル等との連携を強化し組織化することで、子育て支援サービスの質の向上を図ります。	
子育てボランティアの推進		こども課・保健福祉課
事業内容	子育てボランティアと連携し、子どもの見守りや育児相談支援に取り組めます。また、ファミリーサポートセンター事業の実施に向け、子育てボランティアとの協議を継続して行います。	
子ども会の取組みの活用事業		生涯学習課
事業内容	子ども会の地域活動を支援し、指導者の育成や活動を通じて、小学生の健全育成に取り組めます。	

第4節 基本目標3 「 」

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ※ 保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い、計画的に教育・保育施設、地域型保育所事業を整備する旨記載。
- ※ 育児休業期間満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、1歳からの質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載。

2 子どもや母親の健康の確保

晩婚化や若年出産の増加など、妊娠や出産を取り巻く環境が大きく変化している中、核家族化の進展などにより、子育ての孤立化や育児不安がますます深刻化しています。

このため、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じ、母子の健康を確保することを目的に、乳幼児健診、家庭訪問、両親学級等の保健指導の充実に努めます。また、保護者の育児不安の解消等を図るため、家庭訪問や乳幼児健診の場を活用した相談・指導を実施し、児童虐待の発生予防の観点も含め、妊娠期からの継続した支援を行います。

健康診査事業		保健課・保健福祉課
事業内容	妊婦や乳幼児の健診を通して、異常の早期発見、早期治療、早期療養を促すとともに、各種相談指導を通して、母子の健康確保及び適切な育児支援に取り組めます。また、母子保健の向上を目的として経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診料の一部助成に取り組めます。	

健康教育事業		保健課・保健福祉課
事業内容	離乳食実習や調理実習、親子遊び、講演等を通して、子どもの健全な発育・発達を支援し、参加者同士の情報交換や仲間づくり、育児不安の軽減等に取り組めます。	

妊婦等への出産準備教育（パパママ教室）		保健課・保健福祉課
事業内容	妊婦等の妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、妊婦同士の交流、情報交換の場を提供します。また、先輩ママとの交流を通じた育児不安の軽減等に努めます。	

家庭訪問事業		保健課・保健福祉課
事業内容	妊産婦や乳幼児の健康状態を確認するとともに、育児不安を軽減し、健全に家庭生活を送ることができるよう、必要な保健指導等に取り組めます。また、経過観察等が必要な家庭に対し、適正な時期の保健指導等に努めます。	

予防接種事業		保健課・保健福祉課
事業内容	子どもの定期予防接種に関する正しい知識の普及や個別の接種計画の助言、指導等、疾病予防に取り組めます。また、任意の予防接種に関し、適切な情報提供に努めます。	

母子健康相談事業		保健課・保健福祉課
事業内容	母親の妊娠、出産、育児に伴う不安を軽減し、子どもの健全な発育・発達を支援するよう、母子の健康相談に取り組めます。	

母子健康手帳交付事業		保健課・保健福祉課
事業内容	妊娠の届出の際に、母子健康手帳の交付を行うとともに、生活状況や家族関係の把握をするなど、母親が健康で安心して妊娠期を過ごし、出産に臨めるよう、保健指導、相談に取り組めます。	

歯科保健事業		保健課・保健福祉課
事業内容	歯科医師との連携を強化し、歯科検診を受けられる体制を維持するとともに、歯科保健の重要性を意識づける教育・相談事業に取り組めます。また、乳幼児健診（1歳6カ月児及び3歳児）時に、虫歯予防に効果的なフッ素塗布（無料）を実施します。	

思春期保健対策事業		保健課・保健福祉課・学校教育課
事業内容	性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙・薬物等に関する教育、相談体制や情報の提供等に取り組めます。	

小児保健医療の充実・確保		保健課・町民課・保健福祉課
事業内容	小児保健医療の充実・確保は安心して子どもを生み育てる基盤となることから、医療機関等との連携や情報の提供等に取り組めます。	

子ども医療費助成事業		町民課
事業内容	児童養育家庭等の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児の医療費の一部助成に取り組むとともに、国、道等の動向を踏まえ、効果的な支援を検討します。	

3 次代の親の育成

少子化や近隣住民同士の交流の希薄化が進み、異年齢の子どもとふれあう機会が減っており、実体験を通じた中で、母性や父性を身に付けることが困難になっています。

このため、将来親になる子どもたちに、乳幼児とふれあう機会を提供するなど、次代の親の育成に努めます。

子育てに関する男女参画の啓発		こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義に関する啓発や情報提供に取り組めます。	

乳幼児ふれあい体験事業		こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	子どもを生み育てることの意義、子どもや家庭の大切さが理解できるよう、保健、福祉、教育分野が連携し、中高生を対象に乳幼児とのふれあいの機会を提供します。	

第5節 基本目標4 「 」

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待等をはじめとした子どもにかかわる様々な問題は、子どもの権利を侵害し、子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすものであり、予防・早期発見・早期対応が求められています。

このため、すべての子どもの健やかな成長や支援を必要とする家庭の自立に向け、福祉・保健・教育・警察や地域等の関係機関が連携・協力した総合的な支援に努めます。

子どもの権利の普及・啓発		こども課・保健福祉課
事業内容	子どもの権利を尊重し、子ども一人ひとりを守り育てるため、子どもの権利擁護に関する普及・啓発活動に努めます。また、本町の実態に即した「(仮称)子どもの権利に関する条例」の制定に向けた協議を継続して取り組みます。	

児童虐待予防事業		こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	乳幼児健診時等に、母親と育児相談等を行う中で子育て等に対する不安を軽減し、虐待の予防や防止に取り組みます。	

要保護児童対策地域協議会		こども課・保健福祉課
事業内容	町、保育所、幼稚園、学校、児童相談所、民生委員、医師等で構成する要保護児童対策地域協議会を開催するなど、関係機関が連携して、児童虐待の予防や早期発見、早期対応、再発防止に取り組みます。また、要保護児童に関する専門的な研修の機会を活用するなど適切な対応に努めます。	

民生委員・児童委員活動事業		福祉課
事業内容	地域における身近な相談者として、子どもの健全育成に取り組みます。また、関係機関と連携の上、児童虐待の早期発見や予防に努めます。	

2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭等のひとり親家庭は、子育てを行う上で、経済的・社会的に不安定な状態にある場合が多く、総合的な対策を適切に実施することが求められています。

このため、ひとり親家庭の子どもの健全な育成を目的に、相談体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めます。

母子家庭等支援体制の充実		こども課・保健福祉課
事業内容	母子寡婦家庭の相談、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金等の社会的自立に必要な情報の提供に取り組みます。また、保育所の入所など生活実態に応じた支援に努めます。	

ひとり親家庭等医療費助成制度		町民課
事業内容	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費の一部助成に取り組むとともに、国、道等の動向を踏まえ、効果的な支援を検討します。	

3 障がい児施策の充実等

障がい児保育事業		こども課・保健福祉課
事業内容	障がい児が、保護者の就労等のため、保育に欠ける場合においても、安心して保育を受けられる環境づくりに取り組みます。また、発達障がいを含む障がい児に対する保育についての研究・研修の実施や適切に支援するための保育士の配置など体制整備に努めます。	

健康診査事業		保健課・保健福祉課
事業内容	<p>【再掲】</p> 妊婦や乳幼児の健診を通して、異常の早期発見、早期治療、早期療養を促すとともに、各種相談指導を通して、母子の健康確保及び適切な育児支援に取り組めます。また、母子保健の向上を目的として経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診料の一部助成に取り組めます。	

心身障がい児通所交通費助成制度		福祉課
事業内容	心身に障がいをもつ子どもの機能回復訓練や治療等を目的とした施設への通所に要する交通費の一部助成に取り組めます。	

身体障がい児補装具給付事業		福祉課
事業内容	障がい児を養育する家庭等の経済的負担の軽減を図るため、身体障がい者手帳の交付を受けている子どもに対し、必要な補装具の購入や修理に要する費用の一部支給に取り組めます。	

地域生活支援事業		福祉課
事業内容	障がいをもつ子どもが、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、活動の場を提供し、日常的な訓練を行うなどの支援に取り組めます。	

発達支援センター		こども課
事業内容	障害児及び発達に支援が必要な児童に対し、専門的な相談、指導、療育等を行い、その心身の発達を総合的に支援するため、障がい等の早期発見、児童とその保護者に対する指導等に取り組めます。また、幼稚園や保育所、学校など関係機関との連携を図り、集団生活における指導の対応や相談に応じるなど充実した事業に努めます。	

言語通級指導教室		学校教育課
事業内容	通常の学級に所属しながら、ことばの発達に遅れが認められる等の小学生の心身の健全な発達を支援するため、札内南小学校に言語通級指導教室を開設し、個別の指導により、障がい等の改善・克服を図ります。	

4 障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見ならびに治療の推進

健康相談の充実		(幕別町障がい者福祉計画)
事業内容	身近なところで効果的な健康相談が受けられるよう、相談機会の拡充と内容の充実を図り、心身の健康についての正しい知識を普及するとともに、疾病の予防・早期発見、健康の保持・増進に努めます。	

保育所・幼稚園等巡回発達相談		(幕別町障がい者福祉計画)
事業内容	集団生活場面における発達の遅れの「気づき」を促し、早期に相談に繋がるよう支援していきます。	

5 発達障害のある子どもへの、一人一人の希望に応じた適切な教育上必要な支援

特別支援教育の推進		(幕別町障がい者福祉計画)
事業内容	障がいや発達の遅れのある子のもつ能力や特性を最大限に伸ばし、それぞれの障がい及び教育的ニーズに応じた適切な教育環境の整備と支援体制を構築します。	

第6節 基本目標5 「 」

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ゆとり時間推進啓発事業		商工観光課
事業内容	仕事と生活の調和の実現に向けた理解や合意形成を促進するため、啓発や情報の提供に取り組めます。	

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

企業と連携した子育て支援の推進		こども課・商工観光課
事業内容	幕別町商工会や事業所との連携により、子育て支援の充実に努めます。	

仕事と子育ての両立支援事業		こども課・保健福祉課
事業内容	保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実など、多様な働き方に対応した体制の整備、情報の提供に取り組めます。	